

○令和6年4月から勤務医の時間外・休日労働の上限規制が適用

医療機関に適用する水準	長時間労働が必要な理由	年の上限時間
特例水準	A水準 原則（一般労働者と同程度）	960時間
	B水準 地域医療の確保のため	1,860時間
	連携B水準 地域医療の確保のため、他院に派遣する医師の労働時間を通算すると長時間労働となるため	通算で1,860時間 (各院では960時間)
	C-1水準 臨床研修・専門研修医の研修のため	1,860時間
	C-2水準 長時間修練が必要な技能の習得のため	1,860時間

○医療法の改正により、長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置について整備

## 医療機関

- ・勤務する医師が長時間労働となる医療機関は、医師労働時間短縮計画を作成
- ・健康確保措置（面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等）の実施等

## 都道府県

- ・地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関（**特定労務管理対象機関**）を知事が指定
- ・指定にあたっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴取

# 医療機関勤務環境評価センターの評価結果について

特定労務管理対象機関の指定を受ける医療機関は、東京都へ指定申請を行う前に、国が指定した第三者機関である「医療機関勤務環境評価センター」（受託者：日本医師会）で、医療機関に勤務する医師の労働時間の短縮のための取組の状況、その他厚生労働省令で定める事項について評価を受ける必要がある。

## 全体評価の考え方

- 評価項目は全 88 項目で、次の 3 つのカテゴリーで構成（うち 12 項目は初回審査対象外）

1	労働関係法令及び医療法に規定された事項（必須 18 項目）	全て満たす ※1	
2	2 - 1 1 以外の労務管理体制や労働時間短縮に向けた取組状況 【評価時点における取組状況】	十分	改善の必要あり
	2 - 2 1 以外の労務管理体制や労働時間短縮に向けた取組状況 【今後の取組予定】	十分	見直しの必要あり
3	労働時間の実績 ※2	改善している	改善していない

※1 必須項目で改善が必要な場合は評価保留

※2 特例水準が適用される医師の平均または最長の時間外・休日労働時間数や、時間外・休日労働時間が 960 時間を超えた医師数等の実績を基本として検討

- 「労働関係法令及び医療法に規定された事項に係る項目（必須 18 項目）」を全て満たした医療機関に対し、「労務管理体制や労働時間短縮に向けた取組状況」、「労働時間の実績」を踏まえて全体評価を実施（評価項目（上記基準）の達成状況に応じて 4 段階で実施）

## 全体評価の評価結果

次の 4 段階のコメントのいずれかにより通知

- 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる
- 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間の短縮が進んでない
- 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる
- 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があり、医師労働時間短縮計画案も見直しが必要である

# 令和5年度 都内医療機関特例水準申請・指定の状況

## 【指定予定】 47医療機関

- ※1 前回の医療審議会では50医療機関を指定予定としていたが、1医療機関は開設者変更により令和6年度に改めて申請予定。2医療機関は評価センターの評価に時間を要しているため、指定手続きは継続とし評価結果受領後、令和6年度に指定予定。
- ※2 全国では483医療機関が評価センターに受審申込（令和6年3月11日現在）

(内訳)

指定・申請状況		医療機関数	備考
①	第1回指定済	2	第2回東京都医地域医療対策協議会・第2回東京都医療審議会で意見聴取し、令和5年11月22日付で指定済
②	第2回指定済	40	第4回東京都医地域医療対策協議会・第3回東京都医療審議会意見聴取し、令和6年3月6日付で指定済
③	第3回申請済	5	第5回東京都医地域医療対策協議会・第4回東京都医療審議会で意見聴取を行う <b>【今回の意見聴取対象】</b>
計		47	

## 【47医療機関の特例水準申請予定件数】 75件

(内訳)

指定水準	医療機関数	第1回	第2回	第3回
B水準	37	1	31	5
連携B水準	22	1	21	—
C-1水準	15	—	11	4
C-2水準	1	—	1	—
計	75	2	64	9

# 令和5年度 第3回特定労務管理対象機関の指定

【申請医療機関数】 5 医療機関

(水準の内訳)

水準	指定に係る業務		医療機関数
B 水準	救急医療	三次救急医療機関	1
		二次救急医療機関	3
	居宅等における医療	—	5
	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療	1	
連携 B 水準	医師派遣	—	
C - 1 水準	臨床研修・専門研修医の研修のため	1	4
	臨床研修医の研修のため	1	
	専門研修医の研修のため	2	
C - 2 水準	特定分野における高度な技能を有する医師を育成するため、当該技能の習得のための研修を行う病院又は診療所	—	
計		9	